

北九州地区労連ニュース

2021年10月号 No. 180

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747
ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ
あきらめずに電話して下さい
秘密厳守 相談無料 労働相談ホットライン
093-921-0747
k_roren@ybb.ne.jp

10月1日最低賃金が改定される!

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響や中小企業が置かれている厳しい状況等をふまえて

「雇用の維持が最優先」などを理由に「現行水準を維持することが適当」として中央最低賃金審議会は目安額を示しませんでした。

今年もコロナ禍が続く中ではあるが、「可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげる」という経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められている」として、すべてのランクで28円引き上げる目安を答申しました。そのため10月1日から福岡県では、最低賃金が842円から28円引き上げて870円となりました。

全労連は7月16日に「当事者の声を前面にかかげ、組合員の総力をあげて、目安額を上回る大幅な引き上げで、賃金の引き上げ、地域間格差の是正などに全力をあげる。同時に、全国一律最低賃金制の確立に向けて一層奮闘す

る決意である。」と事務局長談話を発表しました。

全労連主催の「最賃運動交流会」が10月3日(日)13時30分からZOOMによるオンライン開催で行われました。黒澤事務局長の開会あいさつに続いて、「2021年度改定状況と秋の行動提起」を衛藤常任幹事が行いました。特別報告Part1では

①しまね労連②大分県労連③秋田県労連④京都総評が報告しました。目安額にプラス4円の島根県、プラス2円の秋田県・大分県、府議会で最賃の引き上げと中小企業支援を求める意見書が全会一致で可決された京都の報告でした。全体交流の後特別報告Part2では、北九州地区労連から報告しました。全労連最賃署名にも記載のある「北九州

市議会では、段階的に全国一

律最低賃金の実現を求める意見書が可決された。」について説明しました。

9月に市民連合と政策合意した立憲民主党、日本共産党、社民党、れいわ新選組の野党4党は、選挙公約として「最低賃金を1500円」に引き上げる公約を掲げました。

北九州地区労連は全労連・県労連とともに、安倍・菅政治が続けてきた財界・大企業優先の経済政策から労働者のくらしを底上げする国民本位の経済政策に転換し、中小企業支援の拡充とあわせて、人間らしい最低限度のくらしを保障する「全国一律最低賃金制度」と最低賃金1500円の実現を求めて、さらに運動を強めていきます。

最賃運動交流会
2021年10月3日(日) 13時30分~16時30分
議院議員会館 全国労働組合連合会
13:30 開会あいさつ 黒澤 事務局長 佐藤 事務局長
13:35 2021年度改定状況と秋の行動提起 衛藤 常任幹事
13:50 特別報告 Part1
①しまね労連 ②大分県労連 ③秋田県労連 ④京都総評
14:00 特別報告 Part2
①北九州地区労連 ②全労連
14:30 全体交流 Part1
15:00 特別報告 Part2
15:10 全体交流 Part2
15:30 特別報告 Part2
①北九州地区労連 ②全労連
16:00 閉会
16:10 閉会

雨あがり

10月14日、15日の2日間、6年生が修学旅行に行ってきた。1日目は長崎市内で平和資料館や平和公園、山里小学校、如己堂などを訪れて平和学習をして弓張の丘ホテルに泊まり、2日目はハウステンボスで過ごして、元気に帰って来ました。昨年は県内しか行けなかったようなので、緊急事態宣言が解除されて学校行事も少しずつ「普段」に戻りつつあるように見えます。春に行われる予定だった運動会は、11月に「スポーツフェスティバル」として6年生が係の仕事を担当して2学年ずつ分散して行われる予定です。コロナ感染の状況を見ながら、子どもたちにとって「楽しい学校」(特に6年生にとっては最後の小学校生活)にしっかりと努力は学校全体で取り組んでいかなければならない課題だと思えます。しかし、学習内容については疑問だらけです。修学旅行の次の週、6年生の英語の時間に“Where did you go on your school trip?”とか“What did you eat for dinner?”とか質問をして、子どもたちに答えてもらいました。地区労連のこの機関誌を読まれている方の大半は英語を中学校で習い始めたのではないかと考えますが、今は6年生で「過去形」が教科書に出てくるのです。しかも、went, ate, wasのように変則的な過去形とenjoyedのような一般的なs-edを付ける過去形が一緒に出て来るのです。混乱するのが当たり前だと思います。(大)

学校ウオッチング対市要請

10月5日(火) 10時から市議会棟2階会議室で標記の取り組みを行いました。公共施設をよくする会は、新屋敷事務局長、福建労北九州支部川上委員長、新婦人門司、小倉北、小倉南、若松、八幡東、八幡西、戸畑の方々、地区労連から副議長が参加しました。共産党市議団からは、藤沢教育文化委員会委員長、出口市議、高橋市議、山内市議、伊藤市議が参加しました。教育委員会から、学校教育部生徒指導・教育相談課長と指導主事が対応しました。

今年度の学校ウオッチングは、福岡県で4度目の緊急事態宣言が発出される直前の8月19日に行われました。下校途中の小学生が死傷した千葉県八街市での事故と感染防止から学校内の立ち入りでなく通学路調査となりました。

チェックした個所を写真と文書で整理し懇談しました。「何年も前から改善要望して



いるところが放置されているのでは。」「早急に対応をお願いします。」「などの意見が出ました。市教委側は「市教委・建設局・警察三者で情報共有し進めている。改善したところはホームページにも掲載している。」と回答。「市教委も文科省も通知を出し、各学校で通学路点検を行っている。改善の進捗を把握しているのか。予算は追加では来ていないのか。」などの質問も出ました。現況把握、途中経過でもよいので年内に懇談を要望し要請活動は終了しました。

政権交代で子どもたちのために

ゆきとどいた教育を実現しよう！

ようやく小学校全学年での35人学級が実現しました。しかし毎年1学年ずつに拡大するというスピード感のなさは問題です。中学校への拡大もその後です。なぜ、一気に進めないのでしょうか？それは、国の予算における教育費の割合がとも少ないからです。OECD先進諸国の中で日本の教育予算は38か国中下から2番目で、平均より6兆円も少ない予算となっています。教育予算を増やせば、小・中学校・高等学校の30人学級、科学的知見に基づいた感染対策、特別支援学校の過密解消、給食費の無償、給付奨学金、高校の無償化などが実現できます。

若い世代は、高い教育費のために子育てに不安を持っています。子ども一人を育てるのに全て公立学校で約743万円、高校と大学が私学だと約1200万円にも上ります。ヨーロッパでは、高校の私学にも公費を支出するため、保護者負担がほとんどありません。国が教育予算にどれほど力を入れるかで、家庭の負担、子どもの未来が大きく変わってくるのです。すべての子どもたちが安心して学べるように、教育の無償化が求められます。



今年度の衆議院選挙は政治を変える大きなチャンスです。政権交代で子どもたちのためにゆきとどいた教育を実現しましょう。



世界体操・世界新体操開催における感染対策に関する緊急要請

10月5日(火) 標記の件で北九州市へ緊急の要請を行いました。「0905いのちまもる緊急行動実行委員会」で課題として出されています。市民文化スポーツ局総務区政課が窓口となり世界体操・新体操選手権推進室次長が対応しました。

1. 「無観客開催」とすること。
2. 入場制限の実施、感染者発生時の体制整備、児童・生徒の観戦動員を行わないこと。
3. 選手・関係者の行動制限等の内容を明らかにすること。
4. 大会開催に伴う市民の市中での行動について、情報発信・注意喚起。
5. 医療体制に影響を及ぼさないこと。などを要請し、短時間でしたが懇談しました。

地区労連新役員から決意と抱負がよせられています。

地区労連ニュースで5回に分けて掲載しています。お楽しみに。(順不同)



議長 永富 雅生

(北九州市職労)

菅首相が度重なるコロナ対策の失敗で退陣しましたが、岸田新首相も「政治とカネ」の問題を解明しようとしていません。

少し前、カジノを含む総合型リゾート施設事業をめぐる汚職事件で秋元衆議院議員が懲役4年の実刑判決を受けました。秋元被告は、第二次安倍政権でIR担当の副大臣を務め、中国側から758万円相当のわいろを受け取ったと判決が認定したのは副大臣在任中です。

また、6月に公職選挙違反の罪で懲役3年の実刑となったのは、河合元法務大臣ですらに有罪となった妻の選挙では、自民党から1億5千万円の資金が提供されていますが、その説明は、いまだにもされていません。カジノ汚職については、安倍政権の成長戦略の目玉だった

たはずなのに、それに泥を塗った秋元被告への処分は聞こえてきません。野党は、議員

辞職すべきと追及しています。が、こうした説明を回避する原因は、安倍元首相が地元支援者を厚遇し問題となった「桜見る会」や森友学園・加計学園と疑惑にまともに向き合うことなくうやむやに済ませたことにあるのではないのでしょうか。

長期政権で政治とカネをめぐる不祥事は、安倍さんから跡を継いだ菅さんも息子の務める会社が総務省の官僚を接待する問題など同様です。そして菅さんの後の岸田首相も、「政治とカネ」で問題のあった甘利氏を幹事長に据え、安倍・麻生派を優遇し、政治とカネの問題に口を閉ざそうとしています。

立憲民主党、共産党、社民党、れいわ新選組の野党4党は、共通政策に合意しました。さきほど述べた政治とカネの問題では、①森友・加計学

園、桜見る会などの真相究明をめざす、②困窮者や事業継続への給付など実現し新型コロナ対策を強化、③消費税減税などの実現を目指しています。

また、賃金引上げで日本はこの30年間ほとんど実質賃金が上がっていません。欧米では、2倍に上がっている現実を見ると本場に日本の労働者だけが不当な扱いを受けていると憤りを感じます。

10月から食料品など大きく値上がりをしています。コロナ禍で非正規労働者だけでなく正規労働者も生活難にあえぐ危機的な状況です。北九州地区労連としても市民と野党の共闘を大きく進め、大幅賃上げを実現し、自民党政治を転換できるような全力で取り組みましょう。

副議長 安藤 昭雄 (全日本年金者組合)
今期初めて副議長を務めることになりました年金者組合門司支部の安藤です。

新型コロナ感染の下、人間らしく働ける雇用のルールや社会保障制度が求められている中、歴代政権が低賃金、不安定な非正規雇用を拡大しています。

今年28円の引き上げで最低賃金が870円です。8時間働けば「人間らしく暮らせる」には今すぐ時給1500円以上、全国一律最低保障賃金創設が必要です。年金者組合は「年金引き下げは憲法違反である」と裁判所に提訴し、現在高裁で審理が行われています。

自公政権の下で「高齢者医療費窓口負担の2倍化」が来年後半に実施されようとしています。「若い人も高齢者も安心して暮らせる」世の中をめざして運動しています。

コロナ禍の中でも大企業の内部留保は460兆円を超え、労働者の賃金を減らし、役員報酬や配当金を増やしています。

今こそ内部留保を働く人のために回すときです。全ての世代が力を合わせ行動するため私も頑張ります。

衆議院が解散、総選挙へ 8時間働けば普通に暮らせる社会へ

暮らせる社会へ

政権交代で、中小企業支援策を抜本的に強化し、最賃1500円へ引き上げよう。全国一律制度の法改正を実現しよう！10月31日投票の総選挙。要求実現を可能とする政治への転換は、野党共闘の勝利が力ぎを握っています。政権交代の意義を職場で議論し、組合員に「選挙に行ったら政治を変えよう」の訴えをひろげましょう。県労連では、

- ①総選挙対策本部を置き闘う
- ②全組合員へ「選挙に行こう！政治を変えよう！」の働きかけ
- ③国会議員・立候補予定者への3項目要請
- ④宣伝行動へ全組合員の結集を方針として提起しています。地区労連では、21日〜23日に県労連ニュースカーで市内をめぐる、前記の訴えを行います。



労働法コラム 第81回

テレワークについて



黒崎合同法律事務所

平山 博久 弁護士

で影響があるとされています。

他方、使用者にとっては、通勤費・オフィス等コスト削減、生産性向上、雇用対象の拡大等が指摘されていますが、テレワークであるから直ちに生産性が向上するかは疑問です。

さらに、コロナ禍においては、事業継続確保、労働者の安全・健康の確保という労使双方のメリットもあります。

このように考えると、テレワークには相応の合理性があるように思われます。

3 しかし、他方で、問題もありません。

まず考えられるのは、使用者が一方的に労働者に在宅勤務を命ずることができ、その就労場所を指定できるか、という問題です。

一般に、就労時間中、労働者は、使用者の指揮命令を受け、使用者は、原則、労働者に対する配転命令権があるとされています。

その観点からは、在宅勤務を命ずる権限があるようにも思えます。

しかし、就労の場所が、労働契約における重要な要素で、自宅という私的領域を就労の場所として提供することを求める権限までは使用者にはないと考えられます。

そうすると、テレワークとするためには、労働者の個別同意を要すると考えるべきです。

4 次に、テレワーク等には、先に述べた使用者によるコスト削減のメリットがある反面、新たな費用負担の問題も生じます。

例えば、自宅で仕事をする場合、本来、職場にいればかからないはずの通信費、電気、水道、机・椅子・その他事務用品等のコストが発生します。

労務の提供に関連するものである以上、これを当然に労働者の負担とすることは誤っており、使用者において、清算すべき費用に当

たると考えます。

5 労働時間についてはどうでしょうか。

自宅において、仕事をする場合、私的領域であることなどから、仕事と私生活との区別が難しいのではないかと、自宅にいる時間の何時から何時までを労働時間とするか、という問題です。

これは、使用者から見れば、労働者の健康・安全という観点から、労働時間把握義務があるところ、労働者の労働時間をどのように把握するか、という問題であり、労働者から見れば、

労務を提供し、時には残業をしたにもかかわらず、残業と認めてくれない・時間外労働手当を支払ってくれない等の問題として現実化します。

事業外みなし労働時間制を適用できるかという問題もあります。

また、何時から何時までという枠の問題だけでなく、トイレ休憩、喫煙、お茶飲みの時間等中抜け時間

の問題もあります。ただ、この時間は、特にテレワークに限ったものではなく、通常の業務でも生じる問題ですから、この時間を労働時間から控除するのは誤っています。

6 その他、テレワーク対象従業員の選別・差別の問題、私的領域のモニタリングの問題等、テレワークは様々な問題を含む制度です。

労働者側もテレワークに関する知識をもって、不利益を被ることがないよう権利主張をすべきと考えます。

